琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則

(平成25年9月18日 制 定

(設置)

第1条 国立大学法人琉球大学に、地(知)の拠点整備事業「ちゅら島の未来を創る知の津梁(かけ橋)」を推進するため、学長の下に、琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議(以下「RCC事業マネジメント会議」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 RCC事業マネジメント会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画の策定及び連携協力形成の推進に関すること。
 - (2) 事業評価及び外部評価に関すること。
 - (3) 事業成果の地域還元と定着化に関すること。
 - (4) その他事業の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 RCC 事業マネジメント会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する理事及び学長補佐
 - (2) 琉大コミュニティキャンパス事業本部長
 - (3) 議長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(議長)

- 第5条 RCC事業マネジメント会議に議長を置き,第3条第1項第1号の委員のうち, 学長が指名する者をもって充てる。
- 2 議長は、RCC事業マネジメント会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 RCC 事業マネジメント会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(琉大コミュニティキャンパス事業本部)

- 第7条 本事業の業務を円滑に実施するため, 琉大コミュニティキャンパス事業本部(以下「RCC事業本部」という。)を設置する。
- 2 RCC事業本部の組織・運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 RCC 事業マネジメント会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総合企画戦略 部長地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、RCC 事業マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、RCC 事業マネジメント会議が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、RCC事業マネジメント会議の議を経て学長が行う。

附則

この規則は、平成25年9月18日から施行する。

附 則(平成26年8月28日)

この規則は、平成26年8月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する。